

苫小牧工業高等専門学校名誉教授称号授与規程施行細則

規則第117号

制 定 令和6年1月30日

第1条 苫小牧工業高等専門学校名誉教授称号授与規程（以下「規程」という。）第2条の勤務年数の計算は、月を単位として行い、私傷病による休職及び刑事休職の期間を除算する。

第2条 規程第3条第2項にある大学には、短期大学を含むものとする。

第3条 規程第4条に規定する主事又は学科長等として本校の運営に特に功績のあった者とは次の各号に掲げる者をいう。

- 一 本校の教授として7年以上勤務し、総務主事、教務主事、学生主事、寮務主事、研究主事または創造工学科長として通算4年以上務めた者
- 二 本校の教授として12年以上勤務（規程第3条第1項各号の規定を適用し、12年以上となる者を含む。）し、主事（総務主事、教務主事、学生主事、寮務主事、研究主事又はその他の名称の主事を含む。）、創造工学科長、専攻科長、センター長（学術情報センター長、地域共同研究センター長、キャリア教育センター長又はこれらの職名に相当する職名を含む。）、系長として通算4年以上務めた者

第4条 規程第4条に規定する教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者とは、次に掲げる者をいう。

- 一 文化勲章令（昭和12年勅令第9号）による文化勲章受章者
- 二 文化功労者年金法（昭和26年法律第125号）による文化功労者
- 三 日本学士院法（昭和31年法律第27号）による日本学士院賞受賞者
- 四 教育上又は学術上の功績が特に顕著であると校長が認めた者

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。